

質 問 と 回 答 (Q A)

○ 一般・インベントリ関連

Q インベントリの作成は、誰が行うのでしょうか。

A 新造船のインベントリは、建造造船所が作成を行います。
メーカーは、その作成に必要な情報を提供するなど協力することになります。

Q インベントリ及び材料宣誓書に間違いがあった場、法的な罰則があるのでしょうか。

A IMOの条約では、一般に罰則規定を設けておりません。各国の事情に応じて各国が国内法制化の際に決められるものです。

Q 材料宣誓書と製造者責任との関連はあるのでしょうか。

A 製造者が材料宣誓書上の物質情報について、適正な管理のもとに記載したと言うことを証明するものとして、供給者適合宣言書を添付する仕組みです。
従って、一般的な製造物責任法とは、関連がありません。

Q 材料宣誓書及び供給者適合宣言は、日本語でしょうか、英語でしょうか。

A これらは、条約証書ではないので、法的に言語に関する規定はありません。
しかし、造船所は、インベントリを条約証書の添付書類として英語で用意しなければならないため、造船所からは、日英の両方で要求されることになると思われます。

Q 材料宣誓書、自己適合宣言書に対する主管庁の監査はあるのでしょうか。

A 自己責任で行うものであり、主官庁が監査する性格のものではありません。
条約上、試買検査という仕組みがあり、市場に出た商品を検査し、不適合の場合には製造国に通知し、措置をとることとなっております。

○ 材料宣誓書 (MD) 関連

Q 閾値とは、何でしょうか。

A 閾値は、ガイドラインで「均質材料での濃度」として定義され、有害物質の含有割合 (mg/kg、%) で示されている。安全上許容される最大濃度のことです。

Q MDの記載で、閾値を超えている場合に、有害物質の概略含有量を記載することになっていますが、概略とはどの程度を言うのでしょうか。

また、単位はgでしょうか、kgでしょうか。

A 概略とは、管理値、理論値、計算値、設計値、実測値等のいずれでも良いという意味です。

また単位は” g” 単位で、少なくとも有効数字2桁以上になるように切り上げて下さい。

Q MDに記載する含有量の精度はどのあたりまで正確性が要求されますか。

また、外国製品の一部は、数値が不明確なのですが、日本で改めて実測検査す

る必要がありますか。

A 含有量の精度は、管理値、理論値、計算値、設計値、実測値等のいずれでも良いというものです。数値が不明確な場合は、必要に応じて情報を収集するなどして数値を算出する等の対応をして下さい。

Q クロムメッキでは、製作時に六価クロム液を使用していますが、六価クロム化合物として明記する必要がありますか。

A インベントリ作成ガイドラインでは、製造工程のみで使用され、最終製品に含まれない物質はインベントリの対象外となっております。
このため、本件のような場合は、記載する必要はありません。

Q MDに記載する表B物質について、「意図的でない微量」の微量とは、具体的にどの程度ですか。

A MDに記載しなくても良い「意図的でない微量の汚染」とは、工場内で製造中に空気を介して汚染したというようなケースで、限りなく「0」に近いと考えられる場合です。

Q エンジンについては、取り付けるすべての機器を1枚のMDにまとめて記載する必要がありますか。

A 1つの品目で1つのMDにまとめるのが原則です。

Q 制御盤等のMDを作成する場合、全ての部品メーカーから回答が来ないと記入できない場合がありますが、そのような場合、どうすればよいでしょうか。

A 未入手の部品メーカーにMDを御願いし、入手するか、または、MD以外でもその部品の有害物質含有量について情報収集するなどして制御盤等のMDを作成して下さい。

Q 部品メーカーですが、納入先（船用エンジンメーカー等）から必ずMDの提出要求がくるのでしょうか。

A MDを提出するという義務はございませんが、納入先から有害物質情報の提出の御願いがあるものと思われます。

Q カドミウムが閾値以上合金に含まれるカドミウムは、濃度管理が難しい。意図的添加以外は、MD対象外として欲しい。

A 合金に含有していると想定される場合は、最大のカドミウム含有量を記入して下さい

Q 有害物質の閾値を超えた機器を船内の複数の位置に装備する場合も、MDはそれぞれに作成しなければいけませんか。

A 1つの製品・型式で、例えば、空調機のように、冷凍機（1箇所）とデヒューザー（複数箇所）（どちらも有害物質を含有）を船内の別の位置に装備するような場合には、MDを別々に作成して下さい。
また、1つの製品・型式で、同一のものが船内の複数の位置に装備されるような場合には、1枚のMDに納品数を記入して下さい。

Q 同じ商品には、同じMD-ID-Number を使っても良いでしょうか。提出の日付けが作成日付と異なる場合はどうしますか。

- A 型式が同じ商品（量産品）は、1回MDを作成すれば、全ての造船所に対して同じMDシートを利用できます。なお、宣誓の日付はMD作成日として下さい。SDoCの作成日付は、提出日が異なっても同日でいいのでSDoCの「Date of issue/発行日」は作成日を記入します。提出日ではありません。
- Q FA機器のリレー・スイッチ等の陸上メーカー品ではMDの取得が難しいが、どうすればいいですか。
- A 構成物品に対して有害物質情報の入手を心がけて下さい。MD以外の有害物質情報等、何らかの情報を入手してMDを作成して下さい。
- Q 造船所、船主からの支給品、部品についてのMDは、誰が作成するのですか。
- A 実質的には、機器メーカー等が作成したMDを、造船所または船主を介して入手することになるものと思われます。
- Q 自社で製造している機械部品（マグネット、スイッチ等）についてもMDを作成することが必要ですか。
- A 機械部品（マグネット、スイッチ等）についても表Aおよび表B物質含有情報が必要です。
- Q 鋳物製品は、均質材料と考えて、部品の総重量に対する有害物質の重量が閾値以下であれば、申告する必要がないと考えて良いでしょうか。
- A 鋳物に他の物質が混入している場合、これらの物質を機械的に分離することが出来ないことから、均質材料として扱うこととなります。
このため、当該物質の重量に対する有害物質の重量を閾値と比較し、この値が閾値を超える場合、材料宣言書にその旨の記載が必要です。最終的には、インベントリに記載されることとなります。

○供給者適合宣言書（SDoC）関連

- Q 供給者適合宣言書（SDoC）とは何ですか。
- A 供給者適合宣言書とは、造船所に提出した「材料宣誓書」が、供給者の社内基準に基づき作成されていることを、自ら宣言する書類です。
- Q ISO9001、14001を持つ場合、SDoCの提出を免除できるのでしょうか。
- A SDoCを作成する上で有害物質に関するある程度の文書管理が要求されます。SDoCの“4）上記宣言の対象は、次の文書に適合している。”“5）製品に含まれる化学物質の管理に関する会社方針”にある情報については、SDoCを作成する上で何らかの文書管理を行っているはずであり、それを記載してください。なお、対応が困難な場合は、納品先事業者と相談の上、対応を検討してください。
- Q SDoCを提出する際、造船所に社内書類の提出の必要がありますか。
- A 製品の納入時には、基本的に材料宣誓書及び供給者適合宣言書が必要ですが、

社内書類の提出は、必要ありません。

- Q SDoCにおいて、ISOの認証番号を記載すると、ISO内において化学物質調査内容が含まれますか。サプライサイクル用の手順書を特に作成する必要がありますか。また記載する狙いは何でしょうか。
- A SDoCにISO9001またはISO14001等の認証文書を記載する場合には、マニュアルや手順書などのISOシステム文書の中に、ガイドラインで要求されている「法令の遵守」と「化学物質含有情報の入手」に関する記載が必要となります。
- なお、ISOを取得している企業は、全て上記の対応が必要ということではなく、ISOシステム文書以外の文書に、「法令の遵守」と「化学物質含有情報の入手」に関する事項を記載した会社方針を策定し、その文書をSDoCに記載することでも結構です。各社やりやすい方法で対応してください。
- また、SDoCは、自社内に有効な化学物質管理体制があることを示し、材料宣誓書（MD）を保証するためものです。
- Q 2次供給者から1次供給者への情報提供には、SDoCが必要ですか。
- A 造船所に対する供給者は、SDoCの提出が必要ですが、メーカー間のやりとりにおいては必要ではありません。